

農業通信

2008年4月号

発行 税理士法人TACT高井法博会計事務所

<農業プロジェクト>

メンバー 酒井、堀(佳孝)、長瀬、渡邊、石田、後藤、古川

〒502-0802 岐阜市打越546番地の2

TEL 058-233-3333(代) FAX 058-233-6776



農業応援宣言!

~TACTグループが全力で支援いたします~



「農業通信」の発行にあたってのご挨拶

当社は農業従事者の皆様の経営を支援するあらゆるサービスと情報を提供すると共に、当社の経営理念にあります「ビジネスサポート」「情報発信基地」「社外重役」として全力で農業経営をバックアップ致します。更に農業経営の近代化及び安定化を促進し、日本農業の健全発展に貢献すると共に、行政府の政策・施策遂行の円滑化に寄与して参ります。

その具体的なバックアップとして以下の活動等を通じて、農業経営の発展に積極的に参画して参ります。

- 1) 個人農業者への認定農業者、集落営農組織(5年以内に法人化)への移行を推進するためのバックアップ(経営計画の作成等)。
- 2) 集落営農組織の経理一元化の為に記帳指導、税務会計業務全般。
- 3) 土地等の資産での問題には、資産税部門及び資産活用のためのFP部門が対応。
- 4) 農業法人、農業関係の株式会社等の法人設立業務。
- 5) 労働力確保の為に外国人実習生制度の活用。人材派遣の利用。
- 6) 農作機械等リースの日立キャピタル様、土壌分析を始め各種分析の日立協和エンジニアリング様とも協力関係にあり、ご紹介致します。
- 7) 法律的な問題にも顧問弁護士対応。
- 8) 全国農業経営専門会計人協会(通称、農専会)の岐阜県支部として最新農政情報を発信。
- 9) リアルタイムでの情報発信の為に「農業セミナー」の開催及び「農業通信」の定期発行。

“税理士法人 TACT 高井法博会計事務所では

ワンストップサービスで農業経営をサポートします”

監修 税理士法人 TACT 高井法博会計事務所
代表社員

農業経営アドバイザー 高井法博

編集 税理士法人 TACT 高井法博会計事務所
農業プロジェクトリーダー 酒井充明

農家は生き残りをかけ「経営する時代」に突入！！！！

キーワードは法人化

<法人化のタイミングとポイント>

・集落営農組織は農事組合法人として早期に法人化！！

(1) 農事組合法人のメリット

農事組合法人は任意組合と法人の双方の良いところを兼ね備えた組織形態。

役員については定期同額の役員報酬ではなく、従事の程度に応じた対価の支払い可。

従事分量配当制なら、毎期の消費税の還付も可能。

従事分量配当は消費税の課税仕入れとして仕入税額控除の対象。ただし近い将来、消費税の税制改正の可能性あり 早期の法人化が得策。

特定作業受託専門の法人も認定農業者として品目横断的経営安定対策（水田・畑作経営所得安定対策）の加入対象。

1筆でも利用権設定すれば農業生産法人の要件を満たし、交付金を対象として農業経営基盤強化準備金を積み立てれば利益が出ても法人税の納税負担なし。

(2) 法人化の時期と経営体としての発展

平成20年秋がベスト。とりあえず農事組合法人として設立（任意組合は農産物清算金の受領のため、直ぐに解散せずに当面継続）

将来的には株式会社に組織変更も

解散（清算）することなく農事組合法人から株式会社へ組織変更できる。逆は不可。

従事者一人当たりの所得が多くなると給料制（給与所得控除適用）の方が有利に。

株式会社への組織変更には収益基盤の確保・労働体制の確立が課題。

・法人化のメリット・デメリット（一部）

区分	項目	メリット	デメリット
ヒト	従事者/従業員	社会保険・労働保険の適用	社会保険等のコスト増
モノ	農地集積	経営の継続性による農地集積の維持	解散が困難
カネ	資金調達	融資枠の拡大・出資による調達可	過剰投資の危険性
カネ	消費税	設立2事業年度の免除	

農業経営なら農業経営専門会計協会所属TACTグループに是非お任せ下さい